

半田市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「国要綱」という。)及び多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号。以下「国要領」という。)に基づいて、活動組織等が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する半田市多面的機能支払交付金事業補助金(以下「補助金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において活動組織等とは、国要綱第5の1に定める活動組織をいう。

(交付の対象及び補助金の額)

第3条 交付の対象及び補助金の額は、別表1に掲げるとおりとし、交付を受けようとする活動組織等は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進に関する計画の認定の申請について(国要領様式第6-6号)を市長に提出し、認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請のあったときは、これを審査し、相当と認める場合は、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定(国要領様式第1-5号)により通知するものとする。

3 交付の対象となる活動は、前項の規定により認定を受けた年度の4月1日以降に実施するものに限る。

(補助金に係る会計経理)

第4条 補助金の交付を受けた活動組織等は、別表1の補助金欄に掲げる1及び2の経費と3の経費を区分しなければならない。

(申請手続き)

第5条 補助金の交付を受けようとする活動組織は、市長が別に定める期日までに多面的機能支払交付金事業補助金(変更)交付申請書(別記様式第1号)を提出するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請のあったときは、速やかにこれを審査し、相当と認めた場合は、多面的機能支払交付金事業補助金(変更)交付決定について(通知)(別記様式第2号)により活動組織等に通知をするものとする。

(補助金の額の変更)

第7条 活動組織等は、事業計画の変更等により補助金の額を変更する必要があるときは、多面的機能支払交付金事業補助金(変更)交付申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請について審査し、補助金を変更することを決定したときは、多面的機能支払交付金事業補助金（変更）交付決定について（通知）により活動組織等に通知をするものとする。

（前金払の請求）

第8条 補助金の交付にあたっては、前金払とすることができる。

2 活動組織等は、補助金の前金払を受けようとするときは、多面的機能支払交付金事業補助金前払請求書（別記様式第3号）により市長に請求しなければならない。

（実施状況の報告）

第9条 活動組織等は、国要綱別紙1第6の7及び別紙2第6の7に規定する実施状況の報告を、3月31日までに多面的機能支払交付金事業補助金に係る状況報告書により市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、補助金の額を確定したときは、多面的機能支払交付金事業補助金額確定通知（別記様式第4号）により活動組織等に通知するものとする。

（活動の廃止）

第11条 活動組織等は、補助金の対象となる活動を廃止しようとする場合は、多面的機能支払交付金事業補助金の活動廃止について（別記様式第5号）により市長に申請しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、国要綱に定める補助金の返還が生じた場合又は前条に規定する活動の廃止があった場合は、速やかに補助金を返還させるものとし、多面的機能支払交付金事業補助金の返還について（通知）（別記様式第6号）により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた活動組織等は、市長が定める期日までに補助金を返還するものとする。

（補助金の繰越し）

第13条 活動組織等は、事業計画に定める活動期間内において、各年度の終了時点で生じた補助金の残額を翌年度の経理に含めることができるものとする。ただし、農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る補助金と資源向上活動（長寿命化）に係る補助金は、区分して経理に含めなければならない。

（補助金の精算）

第14条 市長は、国要領第1の12（1）又は第2の13（1）に定める清算に係る返還が生じたときは、多面的機能支払交付金事業補助金の清算について（通知）（別記様式第7-1号）により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた活動組織等は、多面的機能支払交付金事業補助金の清算について（別記様式第7-2号）を市長に提出し、市長が定める期日までに補助金を返還するものとする。

- 3 当該事業の活動期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、活動を継続する活動組織等については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく補助金の経理に含めることができるものとする。ただし、農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る補助金と資源向上活動（長寿命化）に係る補助金は区分して経理に含めなければならない。

（交付決定前の活動）

第15条 活動組織等は、補助金の交付決定前に農地維持活動及び資源向上活動に取り組む場合にあつては、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

別表 1

補助金	交付の対象	地目	10 アール当たりの交付単価
1 農地維持支払補助金	農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の実践活動や地域資源の適切な保全管理のための推進活動	田	3,000 円
		畑	2,000 円
		草地	250 円
2 資源向上支払補助金 (共同) (※1) (※2)	農家のみでなく非農家も活動組織の構成員となり、景観植物の栽培や農業体験などを行う活動	田	2,400 円 (1,800 円)
		畑	1,440 円 (1,080 円)
		草地	240 円 (180 円)
3 資源向上支払補助金 (長寿命化)	農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動	田	4,400 円
		畑	2,000 円
		草地	400 円

(※1) 農地・水保全管理支払の共同活動又は資源向上活動(共同)を5年間以上実施した対象農用地又は資源向上活動(長寿命化)の対象農用地については、交付単価に0.75を乗じた()内の単価とする。

(※2) 多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、交付単価に5/6を乗じた額とする。

(別記様式第1号)

第 号	
申請年月日	年 月 日
年度	第 回

年度 多面的機能支払交付金事業補助金（変更）交付申請書

半田市長 殿

(組織の名称)

代表

多面的機能支払交付金事業補助金の交付を受けたい（変更したい）ので、半田市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり（変更）申請します。

記

(1) 農地維持支払補助金及び資源向上支払補助金（共同）

交 付 申 請 額	項 目		金 額
	交付対象額	①	(円) 円
	うち既交付決定額	②	円
	今回申請額	③ = ① - ②	円

(2) 資源向上支払補助金（長寿命化）

交 付 申 請 額	項 目		金 額
	交付対象額	①	(円) 円
	うち既交付決定額	②	円
	今回申請額	③ = ① - ②	円

※1) 補助金の変更交付申請をする場合は、「交付対象額 (①)」の金額欄の上段に、() 書きで変更前の金額を記入する。

※2) 補助金の振込口座については、毎年度、第1回目の申請時に別添様式により提出することとする。(補助金の変更交付申請時には提出不要)

(別記様式1号別添)

半田市長 殿

(組織の名称)

代表

多面的機能支払交付金事業補助金の交付については、下記の振込口座にお振り込みください。

(1) 農地維持支払補助金及び資源向上支払補助金 (共同)

交 付 金 振 込 口 座	金融機関《ゆうちょ銀行以外》													
	金融機関名										支店名			
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金													
	預金種別 (該当のものにレ印をつけてください)						口座番号 (7桁に満たない場合は、右づめで記入)							
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知														
ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》														
記号 (6桁目がある場合は※部分に記入)						番号 (右づめで記入)								
					※									
口 座 名 義	フリガナ													
	口座名義													
	住所 (〒 -) 都道 市区 府県 町村													

(2) 資源向上支払補助金 (長寿命化)

交 付 金 振 込 口 座	金融機関《ゆうちょ銀行以外》													
	金融機関名										支店名			
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金													
	預金種別 (該当のものにレ印をつけてください)						口座番号 (7桁に満たない場合は、右づめで記入)							
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知														
ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》														
記号 (6桁目がある場合は※部分に記入)						番号 (右づめで記入)								
					※									
口 座 名 義	フリガナ													
	口座名義													
	住所 (〒 -) 都道 市区 府県 町村													

(別記様式第2号)

第 号
年 月 日

(組織の名称)

代表 様

半田市長

印

年度多面的機能支払交付金事業補助金（変更）交付決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった 年度多面的機能支払交付金事業補助金については、下記のとおり決定します。

記

1. 交付金額

- ・農地維持支払補助金及び資源向上支払補助金（共同）

金 円

- ・資源向上支払補助金（長寿命化）

金 円

2. 交付の条件

- (1) 補助金の受給対象者は、この補助金に関する関係法令、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号）及び半田市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- (2) 補助金の受給対象者は、補助金の交付決定前に農地維持活動（及び資源向上活動）に取り組む場合にあっては、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むものとする。

(別記様式第3号)

年度 多面的機能支払交付金事業補助金前払請求書

年 月 日

半田市長 殿

(組織の名称)

代表

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった本補助金について、下記のとおり前金払により交付されたいので請求します。

記

- ・農地維持支払補助金及び資源向上支払補助金 (共同)

金 円

- ・資源向上支払補助金 (長寿命化)

金 円

(別記様式第4号)

第 号
年 月 日

(組織の名称)

代表 様

半田市長

印

年度多面的機能支払交付金事業補助金額確定通知

年 月 日付で実施状況の報告があった 年度多面的機能支払交付金事業補助金については、交付決定の内容及びその条件に適合していますので、下記のとおり額を確定します。

記

補助金額決定額

- ・農地維持支払補助金及び資源向上支払補助金（共同）

金 円

- ・資源向上支払補助金（長寿命化）

金 円

年 月 日

多面的機能支払交付金事業補助金の活動廃止について

半田市長 殿

(組織の名称)
代表

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業計画に基づく活動を廃止したいので、
下記のとおり申請します。

記

1. 対象となる事業計画
別添のとおり

2. 活動を廃止する日
年 月 日

3. 活動を廃止する理由

4. 活動の廃止に伴う措置

半田市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第12条に基づき、補助金を返還します。

5. その他参考となる書類(添付書類)

- ・総会における活動廃止の議決資料(写) その他活動廃止理由の参考となる資料

(組織の名称)

代表 様

半田市長

印

多面的機能支払交付金事業補助金の返還について（通知）

多面的機能支払交付金事業補助金の支払済み補助金について返還事項が確認されましたので、半田市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第12条に基づき、下記のとおり返還してください。

記

1. 返還事項

()

2. 返還金額

対象補助金	返還額	返還の対象となる期間
農地維持支払補助金	円	年度～年度の カ年分
資源向上支払補助金（共同）	円	年度～年度の カ年分
資源向上支払補助金（長寿命化）	円	年度～年度の カ年分
計	円	

3. 返還期日

年 月 日

4. 振込先

金融機関名

口座番号

※ 振込手数料については、貴団体が負担するものとする。

(組織の名称)

代表

様

半田市長

印

多面的機能支払交付金事業補助金の清算について（通知）

年 月 日付けで提出のあった 年度多面的機能支払交付金事業補助金に係る実施状況報告書を確認した結果、事業計画に定める当該事業の活動期間終了年度となる 年度末に補助金の残額がありますので、半田市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第14条に基づき下記のとおり通知します。

記

1. 清算金額

区 分	清算金額
農地維持支払補助金及び資源向上支払補助金(共同)	円
資源向上支払補助金(長寿命化)	円

2. 返還期日

年 月 日

3. 振込先

金融機関名

口座番号

※ 振込手数料については、貴団体が負担するものとする。

4. 新たな事業計画に基づく補助金への繰入れについて

翌年度に新たな事業計画の認定を受け活動を継続する場合は、当該残額を新たな事業計画に基づく補助金の経理に含めることができる。

新たな事業計画に基づく補助金への繰入れを希望する場合は、その旨を届け出てください。

(別記様式第7-2号)

年 月 日

多面的機能支払交付金事業補助金の清算について

半田市長 殿

(組織の名称)

代表

年 月 日付け 第 号で通知のあった多面的機能支払交付金事業補助金の清算については、下記のとおりとします。

記

【清算方法等】

項 目	清算金額	清 算 方 法	
		返 還	新たな事業計画へ繰入れ
農地維持支払補助金及び資源向上支払補助金（共同）	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
資源向上支払補助金（長寿命化）	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する部分にレ印をつける。